設計変更　理由書

神戸市

工　事　名	阪神沿北側線他街路築造工事（その４）

契約変更後の工事概要

土工	一式	排水構造物工	L=620m、
車道舗装工	A=2,137m^2	歩道舗装工	A=512m^2
構造物撤去工	一式	橋梁付属物工等	一式
電線共同溝	L=2,004m		

工期延長後の工期

・契約年月日　　令和４年 10 月７日

・既決完成期限　　令和５年７月 31 日

　変更完成期限　　令和５年 10 月 31 日（工期延長 92 日間）

契約変更の理由

【電線共同溝の増工】

本工事は、都市局にて実施する阪神沿北側線の電線共同溝の整備である。一方で、建設局では阪神沿北側線と交差している商船学校線において電線共同溝の整備を予定している。そのため、交差箇所での掘削及び舗装復旧の回数を減らすために、局間協議により、交差箇所においては建設局で実施予定であった商船学校線の電線共同溝の整備も都市局にて実施することになった。そのため、電線共同溝の数量が増となる。

【不明管の撤去】

阪神沿北側線の電線共同溝整備のため、掘削を行ったところ、地中に不明埋設管があった。この管を撤去しなければ、電線共同溝の整備ができないため、不明管撤去を増工する。

【不明地中コンクリート構造物撤去】

本工事では、高橋川の高潮対策工としてＬ型擁壁の整備を行うが、整備のために掘削を行ったところ、不明コンクリート構造物が地中にあった。Ｌ型擁壁の整備を行うには、不明コンクリート構造物を撤去する必要があるため、不明コンクリート構造物撤去工を増工する。

工期延長の理由

本工事の堤防築造工や仮橋撤去工（以下、「市工事」）と兵庫県にて施工中の高橋川高潮対策工事（以下、「県工事」）は、施工ヤードが一部重複している。当該箇所において市工事を先行して実施することは、県工事の進入路を塞ぐことになるため、これらについては県工事完了後に施工する必要がある。

県工事の完了時期について、令和５年４月下旬の予定であったが、令和５年６月下旬まで延期される見込みである。（61 日の延期）

また、県工事が遅れたことにより、本工事の堤防築造工事や仮橋撤去の施工が河川の出水期となるため、施工について兵庫県との再協議が必要となった。（31 日の延期）

以上により、92 日の工期延長を行う。